

工事成績評定の特例措置について

令和6年3月4日
宮崎県環境森林部
宮崎県農政水産部
宮崎県県土整備部

令和4年9月の台風第14号による災害復旧及び補正予算等の執行に伴う建設工事発注件数が増大したことから、不調・不落対策として令和5年1月1日から工事成績評定の特例措置を実施していましたが、地域によっては引き続き不調・不落の発生が懸念されることから、下記のとおり特例措置の期間を延長します。

記

1 特例措置の内容及び対象工事

次の工事については、工事成績点に一律2点を加点します。

【公共三部共通】災害復旧工事（公共災害関連事業を含む）

【環境森林部】治山工事、林道工事、自然公園整備工事

【農政水産部】畑地かんがい工事、用排水工事、ほ場整備工事、防災ダム工事、農道工事、ストマネ工事

※対象工事の詳細については別添1を参照してください。

2 対象工事であることの明示

入札公告（指名通知）において、対象工事である旨を明示しています。

<記載例>

<p>○ その他の事項 本工事は、不調・不落対策における工事成績評定の加点対象工事である。</p>

3 加点評価の方法

総括監督員の考査項目「特例措置」において2点の加点評価をします。（総括監督員の評定比率20%は掛かりません。）

4 適用

令和5年1月1日から令和7年3月31日までに発注手続きを行う工事に適用します。（単価抜き設計書における単価適用年月日が「令和5年1月1日」から「令和7年3月1日」のもの）

「工事成績評定の特例措置」の対象工事一覧

※入札公告（指名通知）の「事業名」または「工事名」が下表に該当する工事が対象です。

部名	分類	加対象事業（工事）
公共三部	災害復旧工事 (公共災害関連事業を含む)	〇〇災害復旧工事
		〇〇年発生〇〇災害復旧事業
		〇〇年発生〇〇災害関連事業
		事業名に「災害関連」を含む公共災害関連事業
環境森林部	治山工事	工事名に「治山」を含む工事
		林地荒廃防止事業
		機能強化・老朽化対策事業
		防災林造成事業
		地すべり防止事業
	林道工事	工事名に「資源環境林」を含む工事
		林道専用道路整備事業
		地方創生道路整備推進交付金事業
		山のみち地域づくり交付金事業
自然公園整備工事	自然公園等総合整備事業	
農政水産部	畑地かんがい工事	畑地帯総合整備事業
	用排水工事	中山間地域総合整備事業
		ため池等整備事業（危険ため池）、（土砂崩壊）、（用地排水施設）
		農地保全整備事業
		農業用河川工作物応急対策事業
		湛水防除事業
		水質保全対策事業
	ほ場整備工事	経営体育成基盤整備事業
		耕作地放棄地整備事業
	防災ダム工事	防災ダム整備事業
農道工事	広域農道整備事業	
	基幹農道整備事業	
ストマネ工事	基幹水利施設ストックマネジメント事業	